

【2019年6月24日】

日本共産党の秋山もえです。党県議団を代表して一般質問を行います。

1、一軒の農家も廃業させない！降ひょう被害農家への更なる支援を

5月の連休中に県内各地でひょうが降り、局地的に甚大な被害をもたらしました。私は地元の上尾市・伊奈町の梨農家の方からお話を伺いました。上尾市のある梨農家は、壊滅的で収穫が見込めず「これから先、真っ暗だ。夜も眠れない」「無収入となり税金も払えない」など、悲痛な声が寄せられました。伊奈町では、梨出荷組合長が次のように話していました。「自分が組合長になった20年前には50軒の梨農家があったが、今は13軒ほどになってしまった」「防ひょうネットはあるが、去年の台風で破れてしまい、張ることができなかった。ネットの購入には100万円近くかかる。破れたネットを廃棄するにもお金がかかる」――私は、梨農家のみなさんの声を伺い、いまこそ被災農家への思いきった支援が求められていることを痛感しました。

県は5市1町を特別災害指定しましたが、農薬や肥料購入費の補助だけでは、壊滅的な状況にある農家の現状からは非常に不十分であると言わざるを得ません。県内の梨農家は、20年前には約2000戸でしたが、2015年には803戸と激減しており、このままでは県の梨農業は衰退の一途をたどることになります。わが党は、市場まかせではなく、本来、国や県が所得補償・価格保障を行い、農家を育成すべきだと考えています。とりわけ、梨などは、まちおこしの一翼を担い、ふるさと納税の返礼品となるなど、地域振興の役割も担っています。過去に県は、豪雪被害が起きた時、廃業する農家を一軒も出さないという姿勢で支援を行いました。今回も、県が全力で農家を支え、農業を守っていくべきであると考えます。知事、ぜひ降ひょう被害にあった農家の方たちに会いに行ってください。農家を全力で支える決意をお示してください。

6月3日、久喜市議会は全会一致で、農家の被害実態に合わせた救援策の実施や防ひょうネット設置に対する助成制度の拡大を求める意見書を可決し、県に提出しています。そこで伺います。第1に傷ついた梨などの販売支援や、ワインやカレーなどの加工品――これは伊奈町の「乙女の香り」です。知事が命名した梨のワインです。これは、JA南彩が販売している梨をつかったカレーです。こうした加工品や給食などへの利用促進を連携して行うことについて、第2に防ひょうネット購入補助の復活と拡充、破れた

ネットの廃棄費用への補助について、支援する考えがあるか、ご答弁ください。第3に、2017年、秋田県では、降ひょうで傷ついた果実を摘み取る人件費に対する補助を行いました。このような、被害実態に合わせた様々な補助を行うことについて、農林部長お答え下さい。第4に、被災農家に対する、県税の減免や徴収猶予、納期限の延長についての対応は各県税事務所に、すでに通知されていますが、国民健康保険税について、今回被災した5市1町で、保険税減免、窓口一部負担金減免を実施すべきです。この点について保健医療部長、答弁を求めます。

[知事]

秋山(あきやま)もえ議員の御質問にお答えをいたします。

まず、「一軒の農家も廃業にさせない！降ひょう被害農家への更なる支援」のお尋ねのうち、農家を全力で支える決意についてでございます。

5月4日に降った「ひょう」により、上尾市や久喜市、伊奈町など8市1町で、特産物である「なし」に大きな被害が生じました。

被害に遭われました農家の皆様には心からお見舞いを申し上げます。

降ひょう翌日の5月5日から農林振興センターの普及指導員や市町(しまち)やJAと連携して現地を回り、被害軽減のための技術指導などを行っております。

5月7日には担当の農林部から「ひょう」で被害を受けた地域や、傷ついた「なし」の状況を、写真などによりつぶさに報告を受けております。

被害の状況を把握した上で、5月17日には被害の大きかった5市1町を対象に、埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づき、特別災害に指定をいたしました。

対象市町(しまち)と連携し「ひょう」により弱った木への肥料や傷口からの病気を防ぐための農薬などいわゆる掛かり増し経費に対し、補助をしていきます。

その後も現地の状況を把握するため、農林振興センターだけではなく、農林部長や担当課長も随時農家に出向き確認を行っているところです。

私は埼玉の「なし」は、全国に誇る特産品と考えておりますし、とりわけ甘く大きいオリジナルの「彩(さい)玉(ぎょく)」もでございます。

いよいよ7月からは販売も始まります。

先頭に立ってしっかり支援し、被害農家が意欲をもって営農を継続できるように努めてまいります。

[農林部長]

御質問1「一軒の農家も廃業させない！降ひょう被害農家への更なる支援を」についてお答えを申し上げます。

まず、「傷ついた梨などの販売支援や、ワインやカレーなどの加工品などへの利用促進を連携して行うこと」についてでございます。

農家の売上の面からみて、果実のまま販売することが有効と考えられますので、市町村やJAなどと連携して、直売所におけるキャンペーンなど販売支援を行ってまいります。

また、議員お話しの、被害果実を加工品等へ利用することについても、農家のためになることから、要望に応じて検討してまいります。

次に「防ひょうネット購入補助の復活と拡充、破れたネットの廃棄費用への補助について、支援する考えがあるか」についてでございます。

防ひょうネットの設置は、現在、約6割の面積にとどまっています。

その効果については、従来から啓発してるところですが、生育への影響を懸念して設置してない方もいらっしゃるのが実情です。

そこで、この生育への影響について、今年度、技術実証を行い、その結果をもって改めて普及啓発を行うこととしております。

こうした取組を行いつつ、農家の意向を把握の上、必要な支援について検討してまいります。

また、破損した防ひょうネットなどの農業用資材については、市町村やJAで構成する協議会などが窓口になり、一括して処分されているところです。

その仕組みがさらに活用されるよう、農家に周知を図るとともに、優良な処分業者のあっせんなどをしてまいります。

次に、「被害実態に合わせた様々な補助を行うこと」についてでございます。

県では引き続き、災害に対応した栽培管理の技術指導や情報提供に努めるとともに、埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づき肥料や農薬の購入費に対する補助をしっかりと行ってまいります。

なお、国の制度ではありますが、自然災害へのセーフティネットとして収入保険制度などがあります。

こうした制度は、農業経営の安定化に有効ですので、実施主体である埼玉県農業共済組合と連携し、農家に対し制度の周知を図ってまいります。

[保険医療部長]

御質問1「一軒の農家も廃業させない！降ひょう被害農家への更なる支援を」のお尋ねのうち、今回被災した5市1町で、国民健康保険税減免、窓口一部負担金減免を実施すべきについてお答えを申し上げます。

国民健康保険制度では、災害その他特別な事情がある者に限り市町村の条例に基づき保険税を減免する制度が設けられております。

また、災害等により収入が著しく減少した被保険者が、医療機関にかかる際に本来支払うべき自己負担金を市町村が負担する、一部負担金の減免制度も設けられております。

これらの制度の適用に当たっては、市町村が個々の被保険者の状況を把握した上で、それぞれの基準に照らし、判断しております。

このたびの降ひょう被害を受けられた農家の方々につきましても、各市町村においてそれぞれの被害状況等をしっかりと把握した上で、適用の可否について判断することとなります。

県といたしましては、5月23日に開催した「国民健康保険主管課長・事務局長会議」において、被災農家の方々からの相談に丁寧に対応するよう、改めて市町村に依頼をいたしました。

再質問

[秋山県議]

知事の方からは先頭にたって農家の方々を支援していくという力強い答弁をもらったと思います。農林部長から防ひょうネットは有効であるというお話しありましたが、実際、ひょうを防ぐ方法というのは防ひょうネットが一番有効だと思います。他に有効な方法は他にないと思います。確実にひょうの被害を防ぐためには今後、研究していくというお話しだったけれども、防ひょうネットの購入補助の復活そして補助内容拡充、これは最低限必要な県支援だと思います。ここに言及してもらいたい。研究しながらも補助の復活を図っていくとご答弁いただきたい。

[農林部長]

秋山もえ議員の御質問1「一軒の農家も廃業させない！降ひょう被害農家への更なる支援を」の再質問にお答えを申し上げます。

今年度は、防ひょうネットの技術実証も行ってまいります。

農家の声を聞き、市町村やJAと連携し、必要な対応策をしっかりと検討してまいります。

2、乳幼児医療費助成制度の拡充を

[秋山県議]

本県での子ども医療費無料化制度の対象年齢は、通院で15歳までが42市町村、18歳までが21市町村へと広がっています。しかし、埼玉県の制度は就学前までしか対象としておらず、関東一都六県の中で最低であり、しかも償還払いです。全国では22歳まで無料とする自治体もあります。安心して子育てできる埼玉へ、乳幼児医療費助成制度の拡充へ踏み出すべきです。

全国保険医団体連合会によれば、ゼロ歳から高齢者までの全年齢の総医療費は2002年度からの14年間で11.3兆円も増加していますが、0歳～14歳では4400億円の

増加に過ぎません。医療費助成制度の拡大によって必要な受診が確保されたことで、疾病の重症化が防止され、時間外受診が減少したとの報告です。

知事に伺います。都道府県の中で、いまだに償還払いとしているのは奈良県と埼玉県のみです。ただちに窓口払いの無料化に踏み出すべきです。また、国が実施するまでは、県としての対象年齢を引き上げていただきたい。お答え下さい。

[知事]

次に、「乳幼児医療費助成制度の拡充を」のお尋ねのうち、ただちに窓口払いの無料化に踏み出すべきについてでございます。

県では受診の都度医療機関でかかったコストを知っていただくことが重要であると考え、償還払いを前提として市町村への補助を行ってきました。

現在、子育て支援の観点や平成30年6月定例会でいただいた決議を踏まえ、県内全域における乳幼児医療費の窓口無料化について検討を進めております。

これまで県内全域で無料化した場合の課題を把握するため、事業主体である市町村や県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会などの関係機関から意見を伺ってきました。

市町村からは予算が増大するのではないかという懸念や住民への丁寧な説明が必要との意見をいただいております。

医師会などからは医療機関や薬局、特に受診者が増加する可能性のある大規模病院への丁寧な説明が必要であるとの意見をいただいております。

また、県としても補助対象経費の拡大により財政負担が増大するといった課題もございます。

窓口無料化について関係機関からいただいた課題を踏まえ、まずは事業の実施主体である市町村と丁寧に調整を進めてまいります。

次に、国が実施するまでは県としての対象年齢を引き上げるについてでございます。

本来はナショナルミニマムとして国が統一した制度を創設すべきであると考えております。

一人当たり年間医療費を推計すると小学校就学前までが約22万円、小学生が約11万4千円、中学生が約10万円となっています。

こうしたことから県としては、医療費の負担が特に大きい小学校就学前までの子供を助成対象としているところでございます。

感染症などにかかりやすい乳幼児が健やかに成長できるようしっかりと支援してまいります。

再質問

[秋山県議]

窓口の無料化は検討しているというお答えいただいた。対象年齢についてはかなり渋いお答えだったと思います。質問の中で言ったように関東 1 都 6 県の中で補助対象年齢が最低というのは残念でなりません。お子さんが高校生になったばかりのママ友でもある、あるお母さんからこんな声が寄せられました。「うちの子はずっとメンタルの薬を飲んでいる。必ず通院しなければならない。高校生になってから医療費がかかるようになって大変になった。せめて高校卒業までこども医療費を無料にしてほしい。」こういう切実な声なんです。埼玉県がもし補助対象年齢を引き上げて補助を行えば、県内のすべての自治体が、その分対象年齢を引き上げることも可能となると思います。ぜひ埼玉県には対象となる年齢の引き上げ、実施に踏み出していただきたい。再度答弁を求めたいと思います。

[知事]

秋山(あきやま)もえ議員の「乳幼児医療費助成制度の拡充を」の再質問にお答えを申し上げます。

市町村の助成対象年齢については各市町村がそれぞれの政策や地域の実情に応じて判断しております。

先ほども申し上げたとおり、県は小学生や中学生と比べて倍の医療費がかかる、いわゆる就学前の子供たちの家庭の負担が特に大きいと考え、この部分をしっかり支援させていただいているところでございますので御理解いただきたいと思っております。

正規の国民健康保険証の発行と、保険税の引上げを誘導しないこと

[秋山県議]

厚生労働省調査では、2018年度の国民健康保険料・税の滞納世帯は全国約267万世帯です。この滞納世帯に占める保険証不交付世帯の割合は、全国平均34.7%ですが、埼玉県は13.9%で全国一少ないことは評価できます。しかし、まだ不交付割合が40%を超える市もあります。全日本民医連の報告によれば、経済的事由による手遅れ死亡事例のうち、約半数が「無保険・資格証明書・短期証」の世帯です。正規の保険証の取上げは国民から医療を受ける権利を奪うものです。短期証や資格証明書の発行をやめ、正規の保険証が発行されるよう、県としてさらなるイニシアチブを発揮していただきたい。いかがでしょうか。

私の地元・上尾市では2019年度の国保税について、年収400万円4人世帯で35万600円となり、前年より7万300円も引き上げとなりました。他にも引き上げとなった市町村があります。昨年の国保の都道府県化による一般会計繰り入れ解消圧力の影響です。さらに国・県は市町村に6ヶ年で決算上の赤字を削減・解消させる計画書を提出させ、

繰り入れをなくし、保険税を引き上げるよう圧力をかけています。しかし一般会計繰入の裁量は自治体にあり、独自繰り入れで値上げを抑える自治体もあります。

伺います。県内自治体の赤字削減・解消計画書の策定・提出の現状について、6ヶ年で赤字を解消できない市町村の数と、赤字解消しないとする市町村の考え方を尊重すること、市町村に赤字削減・解消を口実に保険税の引き上げを誘導しないこと。以上、保健医療部長、お答え下さい。

[保健医療部長]

次に、御質問3「正規の国民健康保険証の発行と、保険税の引上げを誘導しないことについて」でございます。

まず、正規の国民健康保険証の発行についてでございます。

国民健康保険法では、滞納期間が1年未満の世帯に対しては、有効期間が短い短期被保険者証を交付する制度がございます。

また、災害など特別な事情がなく1年以上滞納がある世帯には資格証明書を交付し、この場合、受診した際に一旦窓口で医療費の全額をお支払いいただくこととなります。

これらの制度は、滞納者と納税相談を行う機会を設け、滞納解消を図ることを趣旨としております。

市町村が個々の被保険者の状況を把握した上で、きめ細かく対応することが重要であると考えております。

一方、災害その他特別な事情により保険税が納付できない場合や高校生世代以下の被保険者に対しては、資格証明書の交付は行わず、個々の状況に応じた対応がされております。

県といたしましては、短期被保険者証や資格証明書の制度が趣旨にのっとり適切に運用されるよう、市町村を指導してまいります。

次に、保険税の引上げを誘導しないことについてでございます。

国保財政の安定的な運営のためには、必要な支出を保険税や国庫支出金などで賄うことにより、国保特別会計の財政収支を均衡させることが重要です。

しかしながら、収支不足を補うことなどを目的に、これまで市町村では一般会計からの法定外の繰入れが行われてまいりました。

このため都道府県及び市町村が赤字削減・解消計画を策定し、財政収支の均衡に向けた取組を計画的に進めるよう、国から通知がなされました。

県では、平成30年度からの新制度移行に当たり、県と市町村が共同運営する際の指針となる「埼玉県国民健康保険運営方針」を市町村との丁寧な議論を経て策定しております。

この方針では、削減・解消すべき赤字のある市町村は、6年以内の赤字解消を原則とし、それが困難な場合には、市町村の実態を踏まえた目標を設定することとしております。

現在、34市町村が赤字削減・解消計画を策定しており、このうち9市町村が6年間では解消しない計画となっております。

これらの9市町村では、法定外繰入れを行ってきたこれまでの経緯を踏まえ、それぞれの実態に応じた計画を策定したもので、市町村の意思決定は尊重されるべきと考えております。

市町村は自ら策定した計画の目標達成に向け、保険税率の適正な設定のほか、医療費適正化や保険税収納率向上などの取組を進めております。

保険税率は、これまでどおり、地域の実情に応じて市町村が市町村の責任において決定するものと認識しております。

県といたしましては、各市町村の目標達成に向け、糖尿病性腎症重症化予防プログラムなどによる医療費適正化の取組や、収納率向上などの収入を増やす取組を支援してまいります。

地域にかけがえのない県立児玉高校、飯能南高校廃止は認められない。 『魅力ある県立高校づくり第1期実施方策（案）』は撤回を

[秋山県議]

6月19日県教委は、『魅力ある県立高校づくり方針』にもとづいて、県立児玉高校と飯能南高校の廃止計画を決定しました。

本日、本庄市議会では、統廃合について慎重審議を求める意見書が可決される見通しです。飯能市議会では、今回の統廃合計画中止を求める決議が可決され、それをうけて大久保飯能市長と今井市教育長連名による中止の意見書が、県教委に提出されています。

しかも、この意見書は――「県教育委員会はこれまで両校の統合並びに新校設置に係る本市との具体的な協議や調整等の一切の手順を怠った上、このたびのあまりにも唐突な告知は、県との強固な連携により地方創生を推進する本市並びに市民感情を軽視するものであり、一方的かつ強硬に推し進める当局の対応は極めて遺憾である」と県教委の姿勢を厳しく批判しています。なぜ、地元に対してこのような不誠実な対応となったのか、説明と猛省を求めるものです、教育長いかがですか。

廃校の対象とされる児玉高校は、2021年に創立100周年を迎える伝統校で、県下で3校しかない体育コースを設置しています。体育コース出身の柔道選手は世界選手権で繰り返し金メダルを獲得しています。今回の計画は、魅力ある高校づくりをうたっていますが、魅力ある学校をつくるために、学校が重ねてきた努力を無にすることになるのではないですか。教育長ご答弁ください。

また、飯能南高校は、西武池袋線元加治（もとかじ）駅から徒歩22分という立地にありながら、新入生定員200人中欠員は、わずかです。

西武線沿線地域は、この間、県教委によって、所沢東高校と入間高校の廃止、豊岡（とよおか）高校の定時制廃止、狭山高校の単位制パレット化と、高校が次々、廃止されてきました。県教委はあいつぐ西武線沿線の県立高校廃止の影響についてどのように考えている

のか、答弁を求めます。

私たちは、県として独自の少人数学級制度を採り入れ、教員を増やせば、県立高校の生徒へ丁寧な教育を保障でき、高等学校の廃止をする必要はないと考えています。

地元の厳しい批判の声に応え、このたびの統廃合計画を撤回すべきと考えます。以上、教育長の答弁を求めます。

[教育長]

御質問4「地域にかけがえのない県立児玉高校、飯能南高校廃止は認められない。「魅力ある県立高校づくり第1期実施方策(案)」は撤回を」についてお答え申し上げます。

まず、なぜ、地元に対して不誠実な対応となったのかについてです。

魅力ある県立高校づくり第1期実施方策(案)策定に当たっては、1学年5学級以下の高校を対象に再編整備の検討を進めてまいりました。

そのため、平成29年度から1学年5学級以下の学校規模の県立高校が所在する市町の教育委員会及び首長部局を訪問してまいりました。

市町に対して、再編整備に向けた県の考え方を御説明するとともに、高校と地域の連携や活性化へ向けた取組などについて、地方創生の観点も踏まえ意見交換を行ってまいりました。

訪問後、高校再編についてお問い合わせや御要望をいただいた市町もあり、丁寧な対応に努めてきたところでございます。

この度、再編整備の具体的な学校名を含む、第1期実施方策(案)をまとめるに当たり、地元市に現在の検討状況を説明させていただきました。

5学級以下の学校規模の県立高校はすべてが再編の検討対象ではありますが、第1期(案)の対象となったことが唐突と受け止められたものと考えております。

次に、学校が重ねてきた努力を無にするのではないかについてです。

統合する両校の伝統やこれまでの優れた取組などは、地域の声も伺いながら、新校においてしっかり継承し、発展させてまいります。

次に、西武線沿線の県立高校廃止の影響についてどのように考えているのかについてです。

これまで県内全域において、中学校卒業生数の減少に対応しつつ、生徒や保護者の多様なニーズに応え、再編整備により単位制普通科高校や多部制定時制高校などを設置してまいりました。

その結果、多様な学びを可能にし、生徒一人一人にきめ細かく対応できる狭山緑陽高校など、生徒にとってより良い教育が受けられることが可能となったものと考えております。

次に、統廃合計画を撤回すべきについてです。

公立中学校卒業生数は、平成29年3月から令和11年3月までの12年間で、6千

人程度減少すると見込んでおり、地域バランスに配慮しながら県立高校を計画的に再編整備していくことは、避けて通れないと認識しております。

県といたしましては、今後も学校関係者や地元市等とも丁寧に協議を重ね、県立高校の再編整備を通じ、生徒にとってより良い学習環境の整備に努めてまいります。

再質問

[秋山県議]

教育長から「丁寧な対応に努めてきた。今後、この計画、再編整備は避けて通れない。丁寧協議重ね再編整備を進めていく」という答弁だった。やっぱり、この間上がっている地元からあげられた決議・意見書を見ても、十分に協議できていないということはあきらかです。さきほど引用させていただいたのですが、地元からの意見書では「具体的な協議や調整等のいっさいの手順を怠った。唐突な告知は市民感情を軽視している。一方的に強行に押し進める当局の対応は極めて遺憾だ」。かなり厳しい指摘だと受け止めました。教育長、この厳しい指摘を受けとめるべきではないか。さらに飯能市議会では21日に決議があげられました。この決議のタイトルは魅力ある県立高校づくり第一期実施方策の撤回を求める決議なんですよ。撤回を求める決議が地元から上がっているんです。地元への唐突な告知や学校の努力を無にするような決定は撤回すべきだと思います。今回の実施方策を撤回すると、白紙に戻すと決断すべきではないか。お答えください。

[教育長]

秋山もえ議員の御質問4「地域にかけがえのない県立児玉高校、飯能南高校廃止は認められない。「魅力ある県立高校づくり第1期実施方策（案）」は撤回を」の再質問にお答えを申し上げます。

県立高校の再編につきましては、1校当たりの学級数、生徒数が小さくなることにより、教員の配置状況がなかなか難しくなること、それから教育活動を大人数で構成していくことが難しくなること、そういったことにより、なかなか今後の教育活動が困難になるということを含めて、丁寧に該当の市町とお話をしてきたところでございます。

そういった経緯も含めまして、今後の生徒の教育環境の向上のために、魅力ある県立高校づくりについては、進めてまいりたいというふうに考えております。

県立ろう学園の増設と、大宮・坂戸ろう学園の教育環境整備について

[秋山県議]

聴覚障害のある子どもたちが、障害から生ずる様々な困難を克服し、社会的自立や、就業に大きな役割を果たしているのが県立ろう学園です。聴覚障害教育は、早期発見・早期教

育が特に重要です。そのため、ゼロ歳からの教育相談があり、幼稚部も併設されています。大宮ろう学園の幼稚部の教室では、聴覚障害のある女の子と母親が絵文字カードで遊ぶそばで、先生が、赤ちゃんをあやしながら見守り、助言していました。こういう支援が身近で受けられるようにするためにも、県内2校では足りません。大宮ろう学園は、在校生183名。全国で4番目のマンモス校です。県教委は2000年のわが党県議の質問に「児童生徒の推移を踏まえて、その必要性を検討する」と答弁されています。埼玉県と同規模の人口を有する愛知県には、県立ろう学園が5つあります。埼玉県は、あと3か所、増設すべきと考えますが、どうか。両学園とも築47年です。老朽化が進み、また大宮ろう学園では集中型の冷暖房設備が利用しづらい現状があります。早急に大規模改修すべきです。大規模改修の時期について伺います。

次に、手話通訳士の加配についてです。現在、各ろう学園には、手話通訳士であり教員免許を持つ教諭が1名配置されています。両校には、聴覚障害のある教員が1割・各15名以上おり、研修や授業の補助、打ち合わせにと手話通訳士が活躍します。また、職員会議や幹部職員の会議などにおいて、正確な情報共有が必要な場面では、手話通訳士が不可欠です。労働安全衛生面から、手話通訳は15分～20分が望ましいとされていますので、手話通訳士がもう1名必要です。手話通訳士をぜひ加配すべきと考えますが、どうでしょうか。

次に、UDトークは、音声をタブレットやスマホの画面で文字化してくれるシステムです。いま少しずつ認知され、全国的に活用が広がっており、導入を始めた自治体やろう学校、企業があります。両学園で導入してほしいとの要望があります。県教委として導入すべきではないですか。以上、教育長の答弁を求めます。

[教育長]

次に、御質問5「県立ろう学園の増設と、大宮・坂戸ろう学園の教育環境整備について」お答え申し上げます。

まず、「県立ろう学園の増設について」でございます。

県立の聴覚障害特別支援学校では、通学区域が広域となり、通学に90分以上の時間を要する生徒がいるなど、地域によっては通学の負担が大きくなっております。

このため、この2校では寄宿舎を整備し、必要に応じて児童生徒が活用しております。

聴覚障害特別支援学校の児童生徒数については、ここ数年、ほぼ横ばいで推移している中、知的障害特別支援学校の過密の緩和が喫緊の課題となっており、現時点で、ろう学園の増設は困難と考えております。

次に、「大宮・坂戸ろう学園の大規模改修工事について」でございます。

特別支援学校の大規模改修工事は、概ね30年に一度のサイクルで行っております。

大宮ろう学園、坂戸ろう学園では、次の大規模改修工事に向けて、平成30年度と令和

元年度において設計を行っているところでございます。

大規模改修工事の時期につきましては、他の特別支援学校を含め、経過年数や老朽化の状況を勘案しながら順次着手していくことにしております。

次に、「手話通訳士を加配すべきではないか」についてでございます。

県では、手話通訳の資格を有する教員を配置し、手話によるコミュニケーションの充実を図っております。

また、ろう学園の教職員を対象とした手話研修会の実施や、全国手話検定の資格取得の促進などにより、教職員の手話能力の向上に努めております。

手話通訳士を県単独で措置することは困難ですが、今後も、教職員一人一人の手話能力を高め、学校全体で手話によるコミュニケーションが円滑に行われるよう努めてまいります。

次に「UDトークの県教委としての導入について」でございます。

聴覚障害のある児童生徒にとって音声を文字化できるUDトークなどのコミュニケーションツールは大変有効であると認識しております。

コミュニケーションツールの導入については、特別支援学校における通信環境の整備といった課題も含めて、検討してまいります。

性暴力被害者のための病院拠点型ワンストップ支援センターの整備を

[秋山県議]

県は2011年に彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センターを立ち上げ、性暴力等犯罪被害専用相談電話「アイリスホットライン」を開設し、今年4月より24時間体制となりました。しかし被害直後の医療支援の必要性や二次被害の防止のためには、被害者がワンストップで医療支援と相談のコーディネートが受けられる病院拠点型ワンストップ支援センターこそ、早期に設置すべきとわが党は求めてきました。

6月7日に視察した国立千葉医療センター内のNPO法人「千葉性暴力被害支援センターちさと」は、病院拠点型のセンターです。人目につかないための配慮から入口に看板はなく、小さな相談室にはぬいぐるみや花が飾られていて、住宅の一室のような温かな雰囲気を出しています。産婦人科の大川玲子理事は、「病院にあるから、安心して来てもらえる。私たちは無理に警察への通報は勧めていない、被害者が次に行くべき道を見つけるまで、支援するのが役割です」と話していました。ここでは、年間に3000件を超す相談があり、被害者に寄り添う支援員の養成を行っています。一方、埼玉のアイリスホットラインでは、年間約400件の相談にとどまり、まだまだ過渡期の状況です。そこで提案です。

●現在、さいたま赤十字病院は県立小児医療センターと連携して総合周産期母子医療センターにも指定されています。今後、新都心駅に近い、さいたま赤十字病院を県の病院拠点型ワンストップ支援センターとして整備していくこと。 ●また、将来的には県内6か所の

うち、さいたま赤十字病院以外の基幹病院5か所にも、相談支援員を常駐させること。—
—このような提案を早急に実現していただきたいが、県民生活部長の所見を伺います。

[県民生活部長]

御質問6「性暴力被害者のための病院拠点型ワンストップ支援センターの整備を」について、お答えを申し上げます。

病院拠点型とは、産婦人科医療を提供できる病院内に被害者を支援する相談センターを設置するものでございます。

この形態は、被害者が受診から相談、支援までを一か所で受けられる利点がございます。

しかし、県内各地に居住する被害者に迅速な支援を行うためには、相当数のセンターを作らなければなりません。

また、性犯罪被害者に必要な支援を行うことができる相談員も限られております。

このため、さいたま赤十字病院を病院拠点型に整備すること、基幹病院に相談支援員を常駐させることについては、現状では困難であると考えております。

現在の本県の支援体制は、相談センターと産婦人科医療を提供できる複数の協力病院が連携する、相談センターを中心とした連携型でございます。

県、県警察、埼玉犯罪被害者援助センター、埼玉県産婦人科医会の4者が連携して、相談窓口「アイリスホットライン」を開設しております。

県内に226ある協力病院は全県にバランスよく配置されており、アイリスホットラインと連携したきめ細かで迅速な支援が可能となっております。

特に、基幹病院に指定した6医療施設では、医療的措置が必要な被害者に24時間365日対応しており、さいたま赤十字病院もそのひとつとなっております。

現状では、相談センターを中心とした連携型が適したものであると考えております。

引き続き、被害に遭われた方が相談しやすく、支援を受けやすい体制づくりを進めて参ります。

LGBTQ／SOGI（ソジ）に関する差別のない社会を

[秋山県議]

同性パートナーシップ条例・制度をもつ自治体は全国20自治体に広がりました。日本経団連のアンケートによると9割以上の企業が性的少数者に関して社内の取り組みが必要と回答しています。性的マイノリティに対する差別をなくすための運動が社会を大きく動かしています。また最近では、SOGI（ソジ）という言葉も使われるようになりました。SOGI（ソジ）とは、すべての人の多様な性的指向・性自認を認め合おうという意味で使われています。

党県議団は、2016年以来予算特別委員会や一般質問でこの問題を取り上げてきましたが、埼玉県の取り組みも大きく前進をしてきました。昨年度は、県と市町村の合同研修が4回のべ211人の参加で開かれ、当事者や専門家を招いた県民講座も183人の参加で開催されました。県が設置した相談窓口には3年間で60件を超える相談が寄せられています。県として毎年関係団体との意見交換も行われるようになりました。しかし、「自分の性的指向や性自認をカミングアウトしたところ、就職面接を打ち切られた」というように、当事者は今も無理解や偏見に苦しみ、自尊感情を育てることができません。まだまだ克服すべき課題が多くあります。茨城県は全国に先駆けて、LGBT差別禁止条項を男女共同参画条例に盛り込み、セミナーや研修のほか、チラシで周知徹底を図っています。知事に伺います。埼玉県の取り組みをさらに充実させていくべきです。ご答弁を求めます。

県内関係団体の話を伺っても、皆さんのそもそもの願いは「結婚」を認めてほしいという点です。パートナーと生涯ともに歩んでも、相続権もない、実子や養子の親権もない、配偶者控除も認められない、公営住宅にともに入居できないなど、配偶者として認められません。

本来民法が改正されるべきですが、現在は自治体が先行して「パートナーシップ」条例として、不十分ではありますが配偶者とみなしています。先行して条例化した渋谷区や世田谷区などをはじめ、今年4月現在20自治体、426組がパートナーとなっております。現在さいたま市がパートナーシップ条例の策定準備に入っています。すでに差別禁止条例を制定した茨城県でも、パートナーシップ制度の導入検討が開始されています。

まずLGBTQの皆さんの「同性婚」「パートナーシップ制度」を望む気持ちに対する認識をお答えください。また国に対して、民法を改正し「同性婚」を認めるよう要望すべきと考えますが、どうか。最後に本県においても、パートナーシップ制度を盛り込んだ条例制定に踏み出すべきと考えますが、以上3点について、知事の見解を求めます。

[知事]

次に、「LGBT(エルジービーティー)Q(キュー)/SOGI(ソジ)に関する差別のない社会を」のお尋ねのうち、県の取組の充実についてでございます。

県では県民講座だけでなくLGBT(エルジービーティー)Q(キュー)の正しい理解の普及を図るため人権問題啓発講師を年間180回以上派遣しております。

残念ながらLGBT(エルジービーティー)Q(キュー)の方(かた)への周囲の無理解による偏見は、社会の中にまだまだあると思っております。

このため多くの県民の方に参加していただけるよう啓発講座を参加しやすい場所で開催するなどの工夫に努めてまいります。

また当事者の方から一人で悩みを抱えていると伺っているところでございます。

現在県の相談窓口は男女共同参画推進センターなど3か所あり、民間の相談機関と合わせて5か所ございます。

こうした相談窓口が十分知られてないことから、相談先を記載したカードを新たに支援団体にも送付し、より一層相談窓口の周知に努めてまいります。

次に、L G B T (エルジービーティー) Q (キュー)の皆さんの「同性婚」「パートナーシップ制度」を望む気持ちに対する認識についてでございます。

現在の法律では同性カップルの結婚は認められていません。

パートナーを家族として認めてほしいという同性カップルの気持ちは尊重されるべきものと認識はしております。

次に、国に対し民法を改正し「同性婚」を認めるよう要望すべきについてでございます。

現在、同性婚を制度化するための民法改正案が国会に提出されており、今後審議されるものと伺っております。

同性婚を認めるか否かは家族の在り方の根幹に関わる問題でもありますので国民各層の議論が必要であり、それを踏まえて国が慎重に検討すべき問題ではないかと思えます。

次に、パートナーシップ制度を盛り込んだ条例制定についてでございます。

パートナーシップ制度は市町村が窓口業務を行っている婚姻届出制度に代わるものとして当事者が求めているものでございます。

このためパートナーシップ制度は市町村において十分議論をして導入の是非を検討していく事項、問題だと考えております。

県としては、市町村から問合せがあれば先行している市町村の事例などを情報提供していく、このことが必要ではないかと認識しているところでございます。

ニューシャトルの運賃の負担軽減を

[秋山県議]

埼玉新都市交通株式会社が行っている伊奈線・通称ニューシャトルの利用者は、沿線人口の増加や鉄道博物館の開館などにより増加してきました。また関係者の努力も実り、埼玉新都市交通株式会社の経営状況は累積赤字を解消してきました。私は、多くの伊奈町民・上尾市民の方から「通学定期券が高すぎる」「娘が高校に通学しているが定期代が高すぎるので自転車で通学をさせている」など通学定期券の引き下げを求める声を伺っています。私はこうした強い要望を受け、県議会に押し上げていただきました。経営状況の改善は、沿線住民の悲願である運賃や定期代の引き下げにこそ結びつけるべきです。それでこそ、公共交通機関としての役割が果たせると思えます

2018年12月の定例会において、全会一致で「ニューシャトルの通学定期乗車券の見直しを求める決議」が可決されています。知事、この決議の重みをどう受け止めています

か。

県は、JR東日本と並ぶ35%の持ち株を持つ出資者です。私は、高すぎる運賃・定期代の引き下げのため、沿線自治体と協力して通学定期券購入に対する補助制度を創設すべきと考えます。企画財政部長の見解を求めます。

[知事]

次に、「ニューシャトルの運賃負担の軽減を」についてのお尋ねのうち、この決議をどう受け止めているかについてでございます。

平成30年12月定例会の決議では、「通学定期乗車券運賃の値下げに向けた検討を行うよう、県が埼玉新都市交通株式会社ニューシャトルに対して働き掛けること」が求められました。

県としては、これをしっかり受け止め、決議がなされた12月21日に速やかにニューシャトルに対し、通学定期の値下げについて検討するよう、働き掛けをしております。

その後も、ニューシャトルの関係者が集まる様々な機会をとらえて、働き掛けを行っているところでございます。

基本的には、運賃をどのようにするのかということについては、会社の経営判断ということになります。

鉄道事業者は何よりも安全第一の運行が要求されております。

したがって常に設備の更新、車両の交換に備え、多額の資金を積み立てていく必要がございます。

通学定期の値下げについては継続的な減収要素になることから、会社の健全な運営を維持するためには収入や利用者の増加につながる様々な取組も必要ではないかと思っております。

県としては鉄道事業のみならず付帯事業も含めた収入増加策とセットで、通学定期の値下げの可能性について十分検討を行うようニューシャトルに働き掛けてまいります。

[企画財政部長]

御質問8「ニューシャトルの運賃の負担軽減を」のうち、通学定期券の購入に対する補助制度の創設についてお答えを申し上げます。

鉄道事業は、一般に初期投資に多額な費用が掛かり、その費用を主に運賃収入により返済することで、経営を行っていきます。

また、運賃は適正な原価に適正な利潤を加えて設定、認可されております。

初期投資に対する支援は広く行われていますが、経営の基盤である継続的収入に補助することは一般的ではありません。

他県で債務超過の鉄道会社に対し、会社の収入と沿線自治体の補助などにより、運賃の値下げを行った事例がありますが、債務超過を解消した後、補助が終了しました。

ニューシャトルは、平成25年度決算において累積損失を解消し、経営自立化の取組を

進めています。

鉄道事業は運賃収入等による経営が基本であり、通学定期の値下げのために運賃への補助を行うことは好ましくないと考えています。

県としては、収入増加策とセットで、通学定期の値下げの可能性について十分検討を行うよう、ニューシャトルに働き掛けてまいります。

再質問

[秋山県議]

ニューシャトルの運賃の負担軽減についてです。知事の方から「決議に基づいてニューシャトルに働きかけましたよ」ということが言われました。全会一致で県議会在があげたこの決議は重いと思います。もちろんニューシャトルに働きかけていく中身ですが、県民の願いを受けとめた上で、ぜひ何らかの支援、補助の創設を県として検討していくべきではないか思います。私はこの引き下げが実現するまで繰り返しこの県議会の中で質問していきたいと思っています。埼玉県がイニシアチブとして負担軽減を検討してもらいたい。再度答弁を求めます。

地元問題について（１）県民活動総合センターの体育館の大規模改修を急げ

[秋山県議]

今年の４月、伊奈町にお住まいで卓球をされている方から「県民活動総合センターの体育館の雨漏りがひどい。早急に直してほしい」との要望が寄せられ、私は５月２１日、ちょうど雨の日でしたが、雨漏りの状況を視察しました。体育館の真ん中に大きなブルーシートが敷かれ、その上にバスタオル、そしてバケツや大きな衣装ケースが置かれて天井から落ちてくる雨漏りを受けていました。県立の有料施設として、見たこともない光景に愕然としたわけですが、さらに私が驚いたのは、こうした雨漏りは最近始まったことではなく、１０年も前から雨漏りしていたという事実です。多くの登録団体・利用者にご迷惑とご不便をかけています。もうこれ以上、小さな修繕を繰り返すのではなく、抜本的な大規模改修こそ必要です。まず、なぜ、ここまで大規模改修が放置されたのですか。ただちに大規模改修すべきと考えます。県民生活部長、お答えください。必要なら建て替えも検討すべきと考えます。いかがですか。

[県民生活部長]

次に御質問９「地元問題について」のうち（１）「県民活動総合センターの体育館の大規模改修を急げ」についてお答えを申し上げます。

県民活動総合センターの研修棟や小ホール棟などの各施設につきましては、施設の耐用

年数や劣化状況を判断して計画的に改修を行っております。

こうした中、体育館につきましても平成28年度に雨漏り防止を目的とした屋根防水の修繕を実施いたしました。

また、時々発生する小規模の雨漏りの際は現場の対応として、その都度修繕をしておりますが、今年度におきましては体育館の雨漏りが頻繁に発生しております。

このため、当面の緊急措置として議員から御指摘のありました体育館の雨漏りにつきましては原因を調査し、直ちに防水工事を実施いたしました。

しかし、近年は短時間における集中的な豪雨の増加や台風の大型化など、気象条件も厳しくなっておりますことから場合によりましては雨漏りへの対策を講じる必要がございます。

建て替えを含めた体育館の大規模改修につきましては、今後状況をみて必要性を判断してまいります。

再質問

[秋山県議]

県活センターの体育館の大規模改修についてです。最近防水工事をした。場合によっては今後状況を見てというお話しでした。私いろいろ調べてみましたところ、沖縄県の宮古島市では2018年、築34年になる市の体育館の雨漏り防止のための補修工事後に再び雨漏りしてしまいました。今年度、大規模改修のため、3500万の予算をこの宮古島市は組んでいます。県活センター調べたら築29年になっていて、体育館についてはもうこれ以上小規模な修繕で乗りきるのには限界ではないかと思えます。10年も前からの雨漏りですので、今回修繕をしたようですが、また雨漏りをしたらどう対応するのか非常に不安です。大規模改修を早急に検討すべきだと思います。答弁を求めます。

[県民生活部長]

秋山もえ議員の御質問9「地元問題について」のうち、「県民活動総合センターの体育館の大規模改修を急げ」についての再質問にお答えをいたします。

体育館の大規模改修をすべきではないかという件についてでございますけれども、先ほど申し上げたとおり、耐用年数、劣化状況に応じて、計画的な修繕を行っております。

また、大規模修繕は雨漏り以外の観点も必要になりますので、そういったことを含めて、今後、必要性を検討してまいります。

地元問題について（2）県道蓮田鴻巣線バイパスの早期整備を

[秋山県議]

現在、都市計画道路・伊奈中央線の一部である「蓮田鴻巣線バイパス」の第2期整備区

間の整備が進められており、今年度は用地買収に向けた物件調査が開始されます。蓮田鴻巣線は幅員が非常に狭く、歩道がないため、自動車とすれ違うたびにヒヤヒヤします。なによりも、歩行者の安全確保のため、バイパスの整備を早急に進めていくことが求められています。伊奈町長からも、伊奈町の安全のために、ぜひ県に頑張ってもらいたい、と強い要望と期待が寄せられています。現在、伊奈町小室地内で事業が実施されている県道蓮田鴻巣線バイパスの早期整備に向け、しっかり取り組むべきと考えますが、県土整備部長の決意を伺います。

[県土整備部長]

御質問9「地元問題について」のうち、(2)「県道蓮田鴻巣線バイパスの早期整備を」についてお答えを申し上げます。

県道蓮田鴻巣線は蓮田市から伊奈町を通り鴻巣市へ至る、県東部地域を東西に繋ぐ幹線道路です。

県では伊奈南部土地区画整理事業で整備済みの箇所から、県道上尾蓮田線までの1,200メートル区間で、バイパスの整備を進めております。

このうち、東側の第一期工区550メートル区間は、平成26年3月に開通しています。

開通済み区間から西側、県道上尾蓮田線までの第二期工区650メートル区間については、これまでに道路設計や用地測量を進めてまいりました。

令和元年度は用地取得に向けた物件調査を順次進めてまいります。

引き続き、地元の皆様の御理解、御協力をいただきながら事業の推進に努めてまいります。

米軍所沢通信基地内への土砂搬入について

[秋山県議]

米軍は、横田基地において外周道路の切り替え工事を行っており、それに伴って発生する大量の土砂を、この4月15日から、米軍所沢通信基地内に搬入する作業をはじめました。土日を除く毎日、朝9時前から夕方5時30分までの間に、1日平均100台に上る大型ダンプカーが出入りしており、市街地や通学路における安全性に懸念を生じるうえ、基地周辺の道路では渋滞も見られます。また、運び込まれてくる土砂が汚染されているのではないかとの懸念も払しょくされておらず、風の強い日には、粉塵、土ほこりが舞い上がり、市民の間に不安が広がっております。地元・所沢では市議会が全会一致で中止を求める決議をあげ、所沢市基地対策協議会が中止を求め要請しています。

県の「埼玉県土砂の排出、堆積等の規制に対する条例」によれば、土砂の堆積を行う場合は、許可が必要であり、その際に県職員は現場への立ち入りの上で許可を行います。しかし、米軍基地に県職員の立ち入りは認められません。積み上げる土砂の高さは、2メートル

ル以内であるとされていますが、見るからに2メートルを超えて積み上げられています。また、有害物質を含む土砂の堆積は禁止されており、事業者は6ヵ月ごとに土壌の調査結果を報告するとされていますが、米軍は所沢基地内の土砂の調査をいまだ行っていません。知事に伺います。県条例が無視されていることについて、どう考えますか。私は、米軍に対して国内法令や条例を適用外とし、日本国政府や自治体の立ち入りを拒否する日米地位協定の見直しを、断固進めていただきたいと思います。全国知事会会長として、知事、7月の全国知事会議で、全身全霊で奮闘していただきたいと思います。ご答弁を求めます。通信基地とされてきたにも関わらず、突如オスプレイが飛行訓練を行う、土砂が大量に搬入される、このような事態に所沢市民は「もう、基地などいらない」と考えています。早期に基地返還を働きかけていただきたいと思います。答弁を求めます。

[知事]

最後に、「米軍所沢通信基地内への土砂搬入について」のお尋ねのうち、県条例が無視されていることについてでございます。

今般の土砂搬入について国からは、「在日米軍が施設内で事業を行う場合、日米地位協定上、国内法令は適用されないが一方で米軍は日本国の法令を尊重しなければならない義務を負っている」という回答はございました。

これを受け、県では国に対し埼玉県基地対策協議会を通じて、本年2月27日と4月5日の2回要請を行いました。

要請の内容は改めて国内法令に定める基準を満たすよう米軍に申し入れることや、関係自治体に丁寧な説明を行うことについてでございます。

ドイツやイタリアなどの地位協定には国内法令の適用や基地への立入り権が明記されているなど、我が国の地位協定とは大きな違いがございます。

私は基地周辺的生活環境の保全や安全の確保の観点から、米軍の基地内に国内法令が適用されないことは問題であるというふうに思っております。

次に、全国知事会で日米地位協定の見直しを進めることについてでございます。

昨年7月に開催しました全国知事会議において、日米地位協定の抜本的な見直しを内容とする「米軍基地負担に関する提言」をまとめ、外務省、防衛省、アメリカ政府に要望を行いました。

基地のない自治体も含めて47都道府県知事の共通理解が図られたことは大変意味のあることだと思っております。

今後は、米軍基地の諸問題の解決に取り組んでいる涉外知事会を通じ、引き続き国に対し日米地位協定の見直しを要望してまいります。

次に、早期に基地返還を働き掛けることについてでございます。

米軍所沢基地は昭和46年の第一次返還からこれまでの間に約203ヘクタールが返還され、所沢航空記念公園や所沢市役所など様々な施設が造られてきました。

米軍基地として残っている所沢通信施設の返還についても、県基地対策協議会の要望活動などを通じ、これまでも粘り強く国に働き掛けてまいりました。

その長い活動の積み重ねの結果、平成24年に日米合同委員会で東西連絡道路用地の返還が合意され、本年度中に道路完成に向け現在工事が進められています。

引き続き所沢通信施設の全面返還が進むよう、所沢市とともに県基地対策協議会の要望活動を通じて、国に強く要望してまいります。